

指定都市等の議会基本条例の改正概要について

市名 施行日	改正概要
さいたま市 平成22年4月1日	平成23年12月 ・調査機関(専門的知見の活用)に係る規定の新設(p022:第14条第2項) ・「さいたま市議会の議決すべき事件等に関する条例」の制定に伴う規定の整備(p026:第25条)
	平成24年10月 議長の臨時会招集に係る規定, 公聴会及び参考人の制度の活用に係る規定の追加等 (p018:第6条第3項, 第7条第3項)
	平成25年3月 地方自治法の改正に伴う規定の整備等
川崎市 平成21年7月1日	平成23年8月 ・基本構想の作成等について市長が議会に説明する努力義務の追加(p035, 036:第7条第1項) ・基本構想を議決事件に追加(p036:第8条第1号)
	平成25年3月 地方自治法の改正に伴う規定の整備等
新潟市 平成23年4月1日	平成25年3月 地方自治法の改正に伴う規定の整備等
名古屋市 平成22年3月29日	平成25年3月 地方自治法の改正に伴う規定の整備等
神戸市 平成24年7月1日	平成25年2月 地方自治法の改正に伴う規定の整備等
北九州市 平成23年10月1日	平成24年12月・平成25年3月 地方自治法の改正に伴う規定の整備等
栗山町 平成18年5月16日	平成20年4月 ・議会モニター(会議を傍聴し, 会議の運営に関し意見を出す者(一般市民))の設置 (p180, 184:第4条第7項, 第13条) ・議会改革推進会議の設置(p184:第11条) ・他の自治体議会との交流及び連携の推進(p184:第12条) ・調査機関(専門的知見の活用)に係る規定の新設(p185:第15条)
	平成21年1月 住民投票に係る規定を追加(p180:第4条第9項)
	平成21年4月 議会サポーター(無償の自主的な協力者(有識者))の導入(p185, 186:第16条)
	平成23年5月 正副議長志願者の所信表明の追加(p178:第2条第2項)
	平成23年8月 地方自治法の改正に伴う規定の整備等
	平成24年12月・平成25年3月 地方自治法の改正に伴う規定の整備等
	平成26年12月・平成27年4月 政治倫理条例の制定に伴う規定の整備等
平成28年7月 議会基本条例の見直し規定を改選期ごとから1年ごとに改める等の改正(p189:第26条第1項)	
三重県 平成18年12月26日	平成24年6月・平成24年9月 ・会派の役割を追加(p195:第5条第3項) ・議員の定数等について, 議会は不断の見直しを行うこととする規定の追加(p195, p196:第6条の2) ・文書による質問制度を新設(p198:第14条の2)
	平成25年3月 地方自治法の改正に伴う規定の整備等
鳥羽市 平成23年4月1日	平成25年3月 地方自治法の改正に伴う規定の整備等
会津若松市 平成20年6月18日	平成23年3月 ・請願者及び陳情者からの説明機会の明文化(p220:第5条第4項) ・市民との意見交換会の明記(p220:第5条第5項)
	平成25年3月 地方自治法の改正に伴う規定の整備等
	平成27年3月 議決事件に基本構想及び基本計画を追加(p221:第8条の2)